

「水災・地震保険等トライアル補助金」の申請受付開始について —災害に対する「自助」の取組（保険・共済加入）を支援します—

大規模な自然災害からの生活再建については、公的支援が適用された場合でも、家屋の再建や家財の再購入等、大きな費用負担が伴うのが実情であり、こうした費用負担を軽減し、早期再建を果たすためには、保険加入等の「自助」の取組が非常に重要となります。

県では、地震災害に加え、近年増加している台風等を原因とする水災への備えを後押しするため、下記のとおり、新たな補助事業に取り組むこととしており、本日から補助金の申請受付を開始いたします。

1 「水災・地震保険等トライアル補助金」の概要

(1) 補助対象（世帯）

①水災補償又は地震補償付きの火災保険等に初めて加入した世帯

②既に参加していた火災保険等に水災補償又は地震補償を新たに付帯した世帯

※水災・地震に係る保険金額が住家の場合200万円以上、家財の場合50万円以上で、保険適用の始期が今年4月1日以降のものを対象とします。

(2) 補助金の額等

保険の対象	補助対象経費	補助金額
住家	初年度1年分の保険料	左記の金額の2分の1又は3,000円のいずれか低い額
家財	同上	左記の金額の2分の1又は1,000円のいずれか低い額

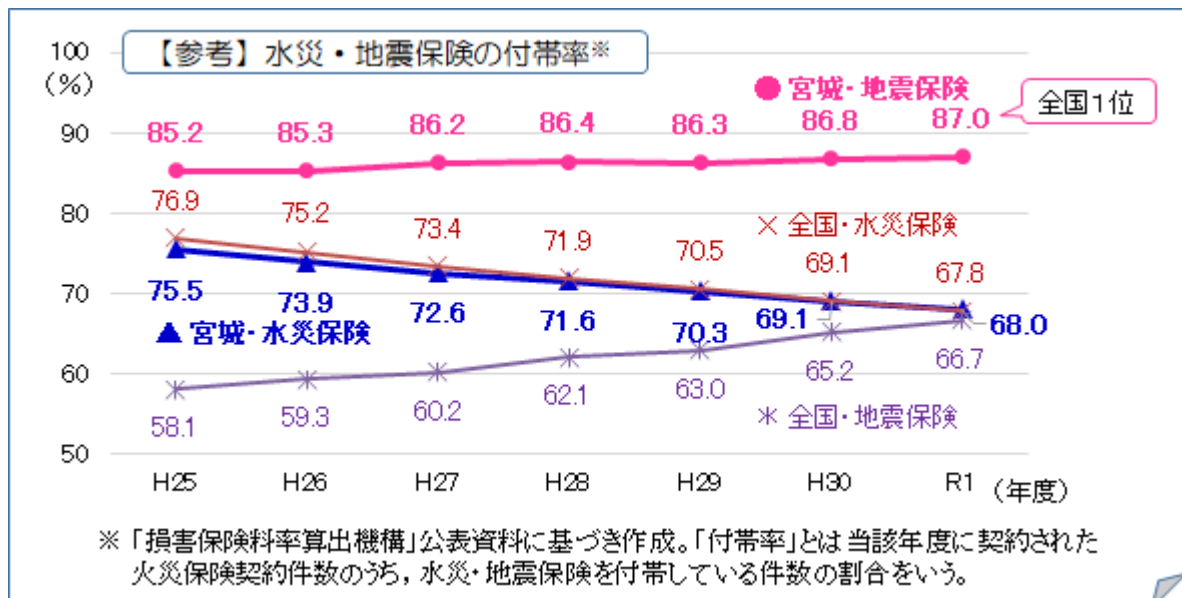
※住家・家財双方の保険に加入した場合は4,000円が補助上限額となります。

2 受付期限

令和4年2月28日（※ただし、予算額の上限に達し次第、受付終了となります。）

3 予算額

20,000千円（事務費を除く。）



水災・地震保険等トライアル補助金
 ～ 住宅・家財保険（共済）未加入の方へ ～
いざというときに備えて保険・共済に加入しよう



水災 **地震** **保険・共済に未加入の方（世帯）は宮城県から補助金が出る場合があります！**（裏面で対象か確認できます）☞

水災・地震保険等トライアル補助金の内容

対象 **水災** **地震** 被害を補償する **住宅** **家財** **保険・共済に未加入**の方（世帯）

内容 保険・共済掛金の1年分の2分の1（上限 住宅3,000円 家財1,000円）を**初回に限り補助**

水災

地震

台風・暴風雨 土砂災害 洪水

台風、暴風雨、豪雨等による
洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等

地震 津波 火山の噴火

地震、噴火又はこれらによる津波

○ **対象** で、**水災又は地震保険・共済に新規加入した方（世帯）**のうち、**下記の条件全てを満たす方（世帯）（5, 6はいずれかでも可）**は**県の補助金**が申請できます。

1	令和3年度中に新規加入した世帯であること。または保険契約の始期が令和3年度中であること。
2	申請原因となる保険等で、地震又は水災補償に新規加入した世帯であること。 ※（水災保険加入済み・地震保険未加入の場合）新たに地震保険に加入した場合は対象となります。 ※（水災保険未加入・地震保険加入済みの場合）新たに水災保険に加入した場合は対象となります。 ※既に加入している保険・共済契約の更新契約及び期間満了に伴う他社への乗り換え契約で、契約内容の見直し（水災又は地震補償の新規追加等）が伴わないものは対象になりません。
3	1年以上継続加入する予定であること。
4	宮城県内に存在し、なおかつ、申請者の居住を目的とする家屋（家財含む）が対象の保険・共済であること
5	（住宅保険の場合）水災又は地震被害時の保険・共済金額が200万円以上であること。
6	（家財保険の場合）水災又は地震被害時の保険・共済金額が50万円以上であること。

申請期限

令和4（2022）年2月28日（月）

※申請件数が予算の上限に達した場合は、締切り前であっても受付を終了することがあります。

お手続きの流れ

申請書に必要事項を記載し、①保険証書等、②初回掛金を支払ったことが分かる書類、③振込先口座の写しを添付して下記住所まで郵送願います。

【申請書郵送（お問い合わせ）先】
 住 所：〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
 宛 先：宮城県復興・危機管理総務課 災害援護班 トライアル補助金担当
 T E L：022-211-3433

水災・地震保険等トライアル補助金 対象確認フローチャート

持ち家世帯のみ
(最大3,000円補助)

Q1.持ち家にお住まいですか？

いいえ (賃貸の方はQ6へ)

↓はい

Q2.住宅保険等に加入していますか？
(住まいの保険, 火災保険, 火災共済, 建物更生共済など)

↓はい

Q3.加入されている住宅保険等は
水災被害を補償していますか？

いいえ

↓はい

↓いいえ

Q4.加入されている住宅保険等は地震被害
を補償していますか？

Q4.加入されている住宅保険等は地震被害
を補償していますか？

はい

↓いいえ

↓はい

↓いいえ

Q5.以前にこの補助金の交付を受けたことがありますか？

はい

↓いいえ

↓いいえ

↓いいえ

県の補助金は
対象外となります。

令和3年度中に、**地震被害**を補償する住宅保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

令和3年度中に、**水災被害**を補償する住宅保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

令和3年度中に、**地震又は水災被害**を補償する住宅保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

↓持ち家世帯は引き続きQ6へ

持ち家・賃貸共通
(最大1,000円補助)

Q6.家財保険に加入していますか？

いいえ

↓はい

Q7.加入されている家財保険等は
水災被害を補償していますか？

↓はい

↓いいえ

Q8.加入されている家財保険等は地震被害
を補償していますか？

Q8.加入されている家財保険等は地震被害
を補償していますか？

はい

↓いいえ

↓はい

↓いいえ

Q5.以前にこの補助金の交付を受けたことがありますか？

はい

↓いいえ

↓いいえ

↓いいえ

A5.県の補助金は
対象外となります。

A6.令和3年度中に、**地震被害**を補償する家財保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

A7.令和3年度中に、**水災被害**を補償する家財保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

A8.令和3年度中に、**地震又は水災被害**を補償する家財保険等に加入すると県の補助金の対象となります。

申請期限：令和4 (2022) 年2月28日 (月) まで

※補償している金額が、200万円未満の場合も「いいえ」を選択してください。

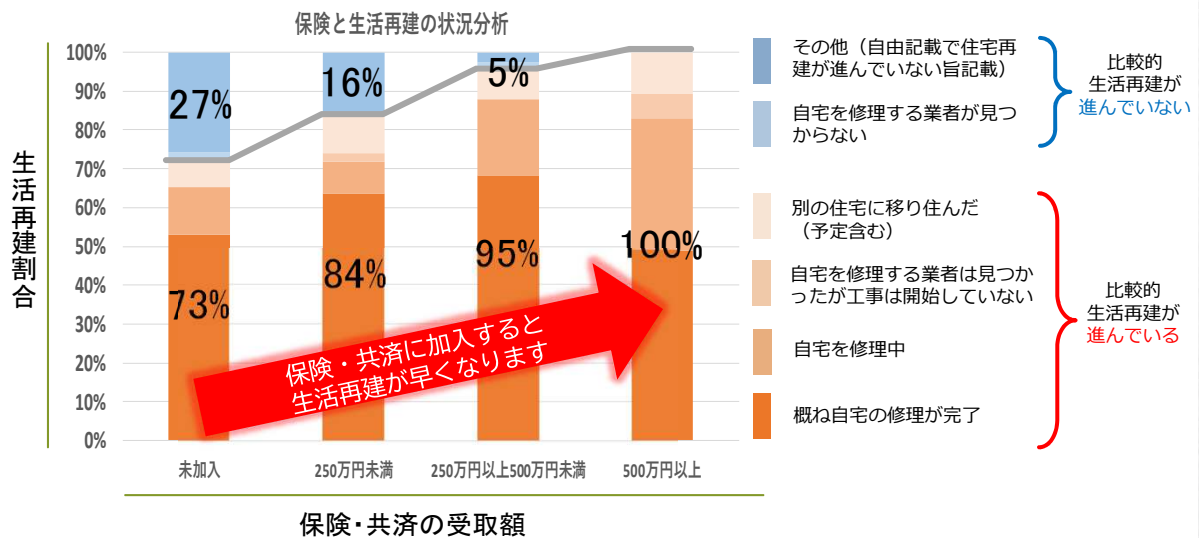
※補償している金額が、50万円未満の場合も「いいえ」を選択してください。

いざというときに備えて保険・共済に加入しよう

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に参加している方も補償対象・内容が十分か見直してみましょう。

保険・共済に参加していることで速やかな生活再建が期待できます

全国知事会等の実務者で構成された「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告（令和2年7月30日）では、「被災後の生活再建のためには、保険・共済に参加する等の「自助」の取組が重要である」とされています。



出典：「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」検討結果報告

令和元年東日本台風による水害で被災した自治体において、全国知事会の協力を得て内閣府で実施したアンケート調査結果等に基づき集計（n=250）

ご加入されている保険・共済の補償内容をご確認ください

保険・共済に加入することで、災害による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスクをしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。



補償される範囲は、どの保険・共済に参加するかによって異なります
（詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう）

水災
地震

保険・共済に未加入の方（世帯）は宮城県から補助金が出る場合があります！

（詳しくは宮城県HPをチェック）